

第 16 回 滋賀県流域治水推進審議会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 31 日（木）15:00～16:45

2. 開催場所 滋賀県危機管理センター災害対策室 6、7 および Web 会議併用

3. 出席者

滋賀県流域治水推進審議会委員

岡野委員、柏尾委員、金井委員、小林委員、齊藤委員、多々納委員（会長）、中川委員、
正岡委員、村上委員、山口委員、竜王委員、和田委員

事務局

土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

※事務局からの依頼により出席

知事公室 防災危機管理局

琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課、森林保全課

農政水産部 耕地課、農村振興課

土木交通部 都市計画課

4. 内容

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について（議第 1 号）

＜配布資料＞

議事次第、委員名簿、配席図、条例および施行規則（抜粋）

議第 1 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について

5. 議事

（1）滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について（議第 1 号）

6. 結果

- ・ 4 委員から提案された 7 項目の答申素案については、審議会当日および 11 月 11 日期限内で依頼した意見を整理し、2 月に開催予定の審議会では修正案を提示することとなった。
- ・ 事務局から提案した答申書の構成および作成スケジュールは了承いただいた。（多々納会長からは答申書そのものよりも概要版が重要とのご指摘をいただいた。）

＜審議会当日の主な意見＞

- ・ 素案(1)(2)(6)(7)は課題を記載することで改善の方向性を示すべき。
- ・ (1) 中上流部の河川整備等についてどの程度の対応を想定しているのか表現すべき。
- ・ (2) 森林部局や農政部局との連携が流域治水にどういった効果をもたらすかについて、より踏み込んだ議論をしていく体制づくりが大事である旨を資料にまとめてほしい。

- ・ (2) Eco-DRR 等の環境の施策は(7)ではなく、ここで記載すべき。
- ・ (3) 非居住区域の浸水警戒区域指定の際のインセンティブの表現は改善すべき。
- ・ (5) 「人命被害を防止できるような土地利用規制」等、内容がわかる表現にすべき。
- ・ (6) 現状の把握が重要。その上で情報を関係する組織間で共有することも必要になる。
- ・ (7) 「水辺に親しむ活動等を通じて」をここで記載すると要配慮者の避難支援等の内容と合わないため、表現を改善すべき。

■当日意見詳細

答申素案（１）について

- 河川に限った書きぶりになっているが、実際に滋賀県であったような伊吹山の土砂災害等をどう落とし込めるか考える必要がある。
- この書きぶりだけでは、今後の河川整備の考え方についてどの程度踏み込んでいるのかが分かりにくい。踏み込んでいるなら、下流から河川整備を進めるという原則にとらわれず、大阪府等、他自治体で進めているような、下流域での一定のリスク上昇を許容する整備も検討するという話も出てくる。どの程度の積極性を想定しているのか、書きぶりを工夫すべき。

答申素案（２）について

- 説明資料 p7 で森林整備の実績、p8 で農地維持支払や資源向上支払の実績を紹介しているが、県として対応すべき面積や組織の数がどれだけあって、それぞれに対してどれだけの達成率なのかが分からない。また、この資料の書きぶりでは、森林衰退や農地保全対策の状況を改善されたら、それがどのように流域治水に貢献するのかも分からない。そういったことが見える資料に改善してほしい。
- 資料だけでは課題が見えにくい。もう少しシャープに「これが課題である」と出せば良い。
- 森林部局や農政部局との連携が流域治水にどういった効果をもたらすかについて、より踏み込んだ議論をしていく体制づくりが大事である、ということがこれまでの審議会での検証の成果だと思うが、そういった点を資料にまとめてほしい。
- Eco-DRR については、答申素案(7)よりもここに追加する内容だと思う。
- 森林の間伐等の森林整備をどれだけ実施すれば治水上効果があるのか、定量的な確認は難しいかもしれないが、整理しても良いように思う。
- 滋賀県で今夏伊吹山において土砂災害が発生したが、シカの食害が一因であると聞いている。そういった現状にも言及されると良い。
- 複数の部局にまたがる施策は特に注視すべき。関係部局での取組を分けて考えると部局間での連携が進むのでは。
- もともと流域治水目的で実施していない取組をいかにこの答申に組み込んでいくかが重要。
- 説明資料 p6 左側に「現状の組織体制」、右側に「課題」という構成だが、このように書かれた意図を説明してほしい。

- 《事務局》 条例制定後、「ためる」対策では説明資料 p7、p8 に記載した指標で毎年県議会へ実績を報告しているが、これらの取組が流域治水にどれだけ関わっているか不明な状態にある。各部局でそれぞれ取組はされているが、流域治水の施策としての評価が検討できる体制がないことが課題と考えている。特に「ためる」に関連する施策で顕著であるため、ここで記載している。
- 《多々納会長》 趣旨は理解した。課題とその解決のため県としてどう進めていきたいのかを資料に盛り込んでほしい。
- 伊吹山での土砂災害後、現場を確認したが、県内には土砂災害警戒区域等が数多くある。イメージだが、地盤の弱い場所が多いのではと思っている。森林衰退との関連性、つながりは気になる。
- 「雨水貯留対策」については、県として目指す割合を示すと良い。

答申素案（３）について

- 非居住エリアにおける浸水警戒区域指定に当たりインセンティブは不要でないか。理由は、非居住エリアにインセンティブを与えると、災害リスクの高い危険なエリアへの住居の建築を誘導することになるため。また、リスクの高いエリアには非居住系の社会福祉施設の建築も禁止することが望ましい。
- 説明資料 p12 の書きぶりでは、非居住エリアに住居等を新たに建てることを推進しているように見えてしまう。「インセンティブ」という表現は改めても良いのでは。
- 《多々納会長》 非居住エリアに既存不適格住宅は存在しない。現状は非居住エリアで浸水警戒区域の指定を受け入れるインセンティブがないため、地域の方が受け入れやすくするためにどうすれば良いかについて検討が必要であるという趣旨。個人ではなく、地域へのインセンティブであることを資料で明確化した方が良い。
- 現在進めている約 50 地区の重点地区における取組推進は引き続き進めながら、非居住エリアにおいての取組を新たに推進する、ということが分かる表現に改めてほしい。
- 「インセンティブ」という表現は改めた方が良い。

答申素案（４）について

- 特になし。

答申素案（５）について

- 避難困難者に限らず、全ての県民を対象に計画作成を進めてほしい。計画策定後の見直しも重要。行政側で見直しに必要な人、金、モノを提供できないのであれば、可能な範囲での支援を検討すべき。
- 《多々納会長》 おっしゃられている対象が異なる。重点地区における避難計画と、要配慮者利用施設の避難確保計画とは別で考えていただきたい。答申素案の「人命被害防止策」という文言が誤解を招いているかもしれない。「人命被害を防止できるような土地利用規制」くらいのニュアンスと捉えてほしい。
- ここは従来よりも踏み込んだ取組につながる話なので、その点分かるように資料をま

とめてほしい。「土地利用の検討を含めて」の表記を追加する等。

答申素案（６）について

- 前段（効果把握）と後段（活用・支援）について分けて示してはどうか。
- 流域治水条例制定前からの取組についても言及してほしい。例えば、滋賀県が平成 14 年から令和 5 年まで実施していた「守山栗東雨水幹線整備事業」は、事業開始当初は全国でも唯一の先進的な雨水対策事業であったと記憶している。
- 農地を健全に保つことが流域治水の観点から重要だが、河川の中上流部につながる農地の耕作放棄地等でどのような対策を進めるかも考慮すべき。広域化よりも山から川、琵琶湖までの間の農地・水路で、それぞれどのような機能が発揮されているのかという現状の把握が重要である。その上で情報を関係する組織間で共有することも必要になってくると思う。

答申素案（７）について

- 説明資料 p23 の箇所で見解。市町における個別避難計画の取組状況は 1 つの評価指標として重要だと思うが、社会構造の変化・高度化も併せて考慮すべき。また、答申素案の文言には教育関連部局等とあるが、業務を担当する「福祉部局」を答申の文言に追加するとより実情に見合ったものとなると思う。防災×福祉で取組を進めていくことを打ち出していくと良い。
- 「水辺に親しむ」取組は重要であると感じているが、表現が限定的なため、この箇所に追加すべきか疑問である。
 - 《事務局》答申素案(7)については「そなえる」対策への意見と受け止めている。この文言は、教育関連部局との連携により、より広範囲で防災意識向上の取組が進められるのではという意図で書いている。意見いただいたとおり、答申素案(7)の全てが「親しむ」関連の話ではないと考えられる。
 - 《多々納会長》「水辺に親しむ活動をはじめ」や「各種施策を通じて」等の言葉に置き換えると説明資料に記載された課題や今後の施策も包含できると思う。
- 答申素案の取りまとめに参加したが、IoT を活用し、地域の方が日頃から河川の水位を確認してその危険性を把握したり、地域単位でモニタリングしたりすることで、地域単位で河川に対する理解が深まるのでは、という意図で意見を出した。答申素案の「わがこと」として捉えることにつながると思う。
- 消防団の担い手が減少しているなかで、大津市では小学生を対象に出前講座等を通じて、消防団の取組を知ってもらえるような取組が進められている。水の怖さも含め、水との付き合い方を学んでもらい、子供本人やその親に認識が拡大していくことを期待し、入り口を広げる取組が行われているので紹介した。
- 気象台でも学識者等と連携し、わかりやすい情報提供のあり方を検討している。

＜議事内容＞

■滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証に係る答申素案について（説明資

料：議第1号)

(会 長) 提案している7つの項目は、滋賀県が推進している4つの柱に対応するかたちで網羅的にリストアップされているが、ゆえに少し踏み込み過ぎかなという印象もあるので、今後の議論で、踏み込み過ぎだからもっと減らそうとか、そういった意見をいただきたい。答申をもとに今後施策が具体化されることになることを意図して答申素案を整理した。そのあたりを汲み取っていただいて、さらにこんな取組ができるとか、これは言い過ぎだから抑えようとか、色々なご意見をいただきたい。

時間も限られているため、時間内に意見を全部出し切るのは難しいと思う。そのため、最初事務局からも案内があったとおり、Google フォームにて意見を記入できる様式があるので、審議会中および審議会後に記入いただきたい。審議会中に出た意見と合わせて、次回の審議会までに整理したい。では、次第に従い司会を進める。事務局からも説明があったとおり、岡井委員、佐山委員、山口委員と項目を整理し、事務局で説明資料を作成した。この内容について、事務局より説明を求める。

(事務局) (事務局より議事内容について説明)

本日欠席の委員より答申素案(3)に関する意見をいただいたので、併せて報告する。答申素案の内容について異論なしと承った。ただし、課題に記載されている非居住エリアにおける浸水警戒区域指定に当たりインセンティブは不要でないかという意見もいただいた。理由としては、非居住エリアにインセンティブを与えると、災害リスクの高い危険なエリアへの住居の建築を誘導することになるためとのことであった。また、生活再建が困難となる被害を避けるという流域治水の目的を踏まえると、リスクの高いエリアには非居住系の社会福祉施設の建築も禁止することが望ましいのではないかとという意見もいただいた。

(会 長) ここからは各委員の意見を聞きたい。答申素案1つずつで意見いただくか、委員1人ずつから意見をいただくか。時間はあと50分ほどで答申素案ごとだと時間が足りないかもしれないので、気になる点について発言をお願いしたい。

(委 員) 資料の書きぶりについて意見する。p7、p8で森林衰退の現状と農地保全の現状ということで、それぞれ資料の上側に森林整備の面積や農地維持支払の実績を書いているが、対策すべき必要な面積や組織数、達成率等が記載されていないため、これだけでは評価しにくい。現状目標に対してどの程度達成されているかを書くといい。

(会 長) 関連する話で意見を述べたい。p7とp9について、資料一番上の答申素案の番号を対応するよう修正してほしい。p7、p8の農地保全等の取組が、流域治水とどう関連しているかが資料からは見えてこない。また、森林衰退への

対策が流域治水にどう作用するのかも分からない。また、森林部局や農政部局との連携によって流域治水がどう進むのかという点について、もう少し踏み込んだ議論が必要である。議論されているのであれば今の資料の書きぶりでは分かりにくいので、エビデンスの提示や定点観測を続けるであるといった必要な対策について言及すると良い。

また、答申素案(7)として p20 の「主な意見」欄に Eco-DRR について入れられているが、これは、答申素案(2)に関する意見として、p5 に書くべき内容だろう。森林に関する話だと委員が専門かと思うが、いかがか。

(委 員) p7 の森林衰退の現状について、課題は書いてあるとおりでと思うが、伊吹山の災害が喫緊の課題である。原因としてシカの食害ということが言われているが、下層植生との関連も深い。これまでの認識では p7 の写真にあるような一定木が生えているような森林では、下層植生が食べられても、雨水が上の葉で止められるため、大きな被害は起こりにくい。一方、伊吹山のように木が少ないと、シカに食べられてしまうと禿げ山のようにになってしまう。自分も被災現場を見に行き、激しい土砂流出が生じていることを確認した。答申素案の資料中に今後の課題として、食害防止のために下層植生を維持するという内容を入れても良い。

(会 長) 下層植生がどの程度維持されると土砂流出を抑制できるか、モニターした結果が書いていない。間伐したことだけでなく、土砂流出を防ぐために間伐がどの程度必要かということを書く必要がある。

今日の議論だけで答申素案を完成させようとは考えていない。意見をたくさんいただいて、必要があれば資料を修正していくというスケジュールで考えている。林業や農林の方でやられている施策がインプットされて分かるように提言したい。シカの食害についても重要だと思うが、ポイントは下層植生や堆積土がどれだけ保たれるかということだろう。その辺りが今の資料でははっきりしないので、ある地域でこの程度取り組みればキープされる等、定量化するのは難しいかもしれないが、そういったことが言えると良い。答申素案(2)の箇所については、その辺りのトーンを修正していく必要がある。大事なところがぼやけないように、かつ問題はシャープに出すべき。

(委 員) シカの食害の話で言うと、シカ柵の設置がストレートに効く。土砂流出の危険があるエリアに柵を面積の何割くらい設置したとか言えると効果が分かりやすい。

(委 員) 答申素案(1)、(2)、(6)について意見を述べたい。各項目の最後にこういったことを検討されたいという意見、指標の設定、効果把握と支援等が書かれているのは良い。しかし、各項目の最初の部分、例えば答申素案(1)だと河川に限られた話になっている。先ほどの話題のように、伊吹山の土砂流出によって被害が起こったのであれば、その点をどう落とし込むのかを考える必要

がある。

また、答申素案(2)については、複数部局にまたがる取組で連携していくということが最も重要な話だろう。「ためる」対策の具体例が挙げられているが、答申素案(6)も農地を含む貯留機能を有する施設で一部「ためる」に関連する内容に言及されており、アンバランスで分かりにくい印象を受けた。色々な部局で「ためる」対策を進めているが、治水目的で取り組まれているわけではないという現状があると思うので、そういった取組をいかにして増やすかという観点で、資料 p6 の組織体制の現状のところに書くと良い。例えば、市街地や農地、森林でされているそれぞれの取組について、どのように評価すると治水安全につながるのか、分けて考えると対策が進むように思う。どういった対策を進めるのかをもう少し詳しく答申案に書けると良い。先ほど議論されたシカの食害防止や下層植生についても、効果は？と言う一方で被害の状況とそれらを今後どうするかという答申に進んでいるので、ばらばらの印象を受ける。

答申素案(6)は、前段（効果把握）と後段（活用・支援）とで分けて示してはどうか。流域治水条例制定前から県がかねてより進めていた取組についても言及してほしい。例えば、滋賀県が平成 14 年から令和 5 年まで実施していた「守山栗東幹線整備事業」は、事業開始当初は全国でも唯一の先進的な雨水対策事業であったと記憶しているが、事業が評価されずに今に至っている。こういった事業を評価して、次のステップ(活用・支援)に進むべきではないかと思う。

（ 会 長 ） 今意見のあった幹線事業についてどうするかというのもあるが、資料 p6 に答申素案として書かれている体制の検討が主な課題だろう。事務局からもう少し詳細に説明いただけないか。

（事務局） 答申素案(2)の記載の背景について説明する。「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」と 4 つの柱を設定して施策を進めているところだが、特に「ためる」対策について、森林や農地を健全な状態で維持することによって「ためる」機能を維持していくという考え方がもとにある。具体的にどういう指標で見ていくのかを条例制定後に検討した結果、資料 p6～p8 にあるような各部局から報告いただいた項目が近いのではないかとということで整理し、毎年県議会へも取組を報告している。

これらの取組が流域治水にどう関係しているかが、流域治水政策室と庁内の関係部局とでしっかり議論が進んでいないというのが現状である。各部局それぞれで目標を立てて取り組んでいるが、流域治水の進捗について何を指標にすれば良いのか、しっかり検討する体制が必要ではないかという趣旨でいただいた項目と受け止めている。「ためる」対策に限定されるものではないという意見もいただいたが、県としては特に「ためる」対策で顕著であるの

で、このような書きぶりになっていると認識している。

(会 長) 今の説明を聞くと分かりやすいが、書類の書きぶりでは伝わらない。課題とその解決のため、県としてどう進めていきたいのかを資料に書くと良い。

(委 員) 事務局の説明で意図は理解した。そういった意図が伝わるように資料を修正してほしい。

(会 長) 必ずしも取り組んでいること全てを書く必要はないと思うので、何が重要か分かりやすくなるよう、資料を修正してほしい。

(委 員) 答申素案(7)について、私自身が市民活動の代表を務めており、その視点からの意見を述べたい。「そなえる」ということで、社会構造の変化を踏まえて関連部局との連携を強化するとともに、水辺に親しむという書きぶりになっている。市民活動はまさに親しむ活動の1つだと思う。また、p23にある要配慮者利用施設の避難確保計画に関する業務にも別の立場で携わっている。答申素案(7)の前段と後段の取組の両方に関わっているため、それぞれの立場から資料を確認した。

防災と福祉の連携モデルとして、県の防災危機管理局で「滋賀モデル」が示され、それに沿って市でも業務が進んでいる。資料に取組状況ということを書いてある、市町における個別避難計画の取組状況は1つの評価指標として重要だが、社会構造の変化や高度化も併せて考慮すべきだと思う。近年、要配慮者の状態像だけでなく、社会的孤立も課題と言われているところ。要配慮者の状態像と社会的孤立とのかけ算で対策を進めるべきという意見を以前聞き、納得したことがある。支援が必要な方に対する備えということを答申に盛り込めると良いと思った。答申素案には「防災部局、教育関連部局等」と書いてあるが、あえて言うなら業務を担当する「福祉部局」を答申の文言に追加すると、より実情に見合ったものとなると思う。答申素案(7)の前段と後段とで下を書いてあるような取組が全てできるかと考えると疑問である。前段については、防災×福祉の考え方で「そなえる」意識の啓発や避難確保計画の作成を進めていくということが書けると良い。後段については、「水辺に親しむ」ための取組は重要であると感じているが、表現が優しいというか限定的なため、これらを1文にまとめるのは厳しいのかなと思う。この箇所を追加すべきか疑問である。

(会 長) 「水辺に親しむ活動等」と書いてあるが、規模の小さい話になってしまっているのではないかという話か。その後の「“わがこと”として地域防災力の向上を進める」というのは良い。例として「水辺に親しむ」は弱いのではないかと。

(委 員) はい。答申素案の下に書いてあるように県ではもっと様々な取組を進めているのに、出しているのが「水辺に親しむ」では弱いと感じた。

(会 長) 事務局からいかがか。

- (事務局) 答申素案(7)については「そなえる」対策への意見と受け止めている。地域で命を守る対策を進めるために何が必要かを考えた時に、福祉部局も含めた他部局との連携がまず重要である。今までも水害協等で連携は進めているが、それをより強化させていきたい。併せて、現在は県内の一部の学校で子ども向けに出前講座等を実施しているが、範囲を拡大させて、より多くの子どもの防災意識向上に努めたいと考えている。教育関連部局との連携により、より広範囲で防災意識向上の取組が進められるのではという意図で資料を作成した。答申素案(7)への記載事項が全て水辺に親しむに関連する話でないし、1文にするとぼやけてしまうというご意見をいただいたため、修正の仕方を考えたい。
- (会長) 大幅に直す必要はない。「水辺に親しむ活動をはじめ」や「各種施策を通じて」等表現を工夫すると、説明資料に記載された課題や今後の施策も包含できる。
- (委員) 答申素案を作る段階で、素案(7)の議論をしていた時に日頃から地域の方が川を見て、川の特長を知るというのが大事であるという意見を述べた。川の水位がここまで上がったら危険である等、そういったことを知る手段としてIoT等を活用し、地域によるモニタリングを深めて、地域内で共有することも考えられる。例えば、自治体のなかにはLINE等を活用して地域単位で情報を発信しているところもある。地域で「わがこと」として川について考えていただくと良いと考え、IoTについて追加した。その辺りのニュアンスがつながってくると、水辺に親しむというのも包含されるだろう。
- (会長) そういう意味では、「“わがこと”としての地域防災力の向上を進める施策」という表現だけでも良いかもしれない。良い文章があれば、冒頭に案内したGoogle フォームの様式にでもかまわないので、提案いただきたい。他に意見はいかがか。
- (委員) 私からは2点意見を述べたい。1点目は委員の意見にもあったインセンティブについてである。私も建物を建てることに対するインセンティブは不要であると考えている。土地に利用制限をかけるに当たり、県として一定何か付けないといけないという考え方もあるかもしれない。建ててほしいからインセンティブを与えているということではないと理解しているが、資料 p12で「非居住エリアの浸水警戒区域の指定に係るインセンティブ」という記載があり、その後に※で「現状は、区域指定後の既存不適格住宅に対する嵩上げ補助を実施」と補足されている。このまま読むと、「建てることに対してインセンティブを与える、今は既にあるものに対する嵩上げをする」と続く。もしインセンティブを考えるのであれば、答申素案(6)のような書き方で、貯留機能を有する施設への補償を手厚くするので新しく建てないでくださいと、見えるようなかたちで書くと良い。

2点目は答申素案(5)についてである。私としては避難困難者利用施設における人命被害防止策の検討はもちろん重要であると思うが、条例では、困難者以外の方の人命救助も目的としていると思う。浸水警戒区域の指定に当たり、避難計画を作るという取組をされているが、一度作ったらそれで終わりではなく、随時見直すことが必要だと思う。指定された地域で見直したいという話があれば、県や市で、人やお金、モノを出すということができないか考えても良いと思う。避難困難者利用施設を支援対象の中心とし、広く施策を進めることを期待して、提言できると良いと思った。

(会 長) 1点目については書きぶりを変えたら良いということか。または、資料 p12 の「非居住エリアの浸水警戒区域指定に係るインセンティブ」という文言を抜きましようという意見か。

(委 員) 文言を取ってしまったとしても良いと思っているが、残すのであれば、※の記載を削除した上で、非居住エリアに建てるのが前提の補助でないということが見えるような書きぶりにしてほしい。

(会 長) 居住エリアだから既存不適格住宅が存在するので、この記載を消す必要はないのでは。

(委 員) 「非居住エリアの～」と「※現状は～」を一体として見たときに、非居住エリアに建てることに対するインセンティブと読めてしまうのではないかと思った。

(会 長) 非居住エリアにはそもそも家が建てられていないため、既存不適格住宅は存在しない。ここは、非居住エリアにおける浸水警戒区域指定を地域が受け入れるためのインセンティブと捉えていただきたい。現状、非居住エリアに対して指定しても地域にとって何もメリットがない。すなわち、指定を受け入れるインセンティブが存在しない。地域の方が指定を受け入れやすくするためにどうすれば良いかを検討する必要があるという趣旨で入れてある。住宅を建てる時に何らかの補助があるというものではない。

(委 員) 資料では、個人に対するインセンティブというように読めてしまうので、誤解が出ないような書きぶりにしてほしい。

(会 長) 「※現状は～」の箇所は上に書く等で改善できるかもしれない。

ここで重要なのは、今は非居住エリアであっても、新しく開発許可が出て家が建てられてしまい、後になって水害リスクが高いことが問題になるというような事態は望ましくないということで、指定を進めていこうという話である。それを地域で受け入れるための条件を考えようという議論である。住民個人ではなく、地域が受け入れるということなので、その点が分かるように書いてあると良い。

2点目の意見については、おっしゃられている対象が異なる。重点地区ごとに水害に強い地域づくり計画を作るに当たり検討される避難計画と、要配

慮者利用施設の避難確保計画とは別で考えていただきたい。答申素案(5)は避難困難者をターゲットにした議論である。通常なら用途規制に相当するような話である。現状、通常は用途に応じて建築を禁止することはされていないが、水害により命の危険が及ぶような地域では、建物の建て方を議論しましょうというもので、比較的踏みこんだ議論である。答申素案の「人命被害防止策」という文言が誤解を招いているかもしれない。「人命被害を防止できるような土地利用規制」くらいのニュアンスと捉えてほしい。土地利用規制としてしまうと狭くなってしまうので、避難計画が適切に作られていれば大丈夫であるとかそういう意図もあって、広く捉えられる「人命被害防止策」という表現が採用されている。

(事務局) 事務局から補足する。委員の意見にあった、避難計画を策定した後、見直しにマンパワーやお金がかかるのではという話だが、県としては浸水警戒区域の指定が完了した後もフォローアップを継続している。20地区の指定済みの区域に継続して入り、避難訓練の実施や、避難計画の見直しを地域と共同で進めている。そのための案を考えたり、修正後の計画を配布したりといったフォローアップをしている。

会長よりいただいた答申素案(5)の書き方について、「人命被害防止策」という表現は分かりにくいと思うので、修正を検討したい。

(会長) このままでも良いとも思うが、ここは踏み込んだ議論なので、踏みこんでいることが分かるような表現にすべきである。「土地利用の規制や建築制限を含め」と書いておくと分かりやすいかもしれない。

答申素案(3)も同じようなところがあって、「非居住エリアについても浸水警戒区域の指定を推進されたい」とあるが、それだけを言っているわけではない。引き続き残りの重点地区においても区域指定を推進するとともに、非居住エリアで指定を進めていくという話である。

その他、発言いただいていない委員の方、いかがでしょうか。

(委員) 答申素案のなかで私が取り組んでいる内容に関係が深いのは、素案(7)に書かれている話である。県内各地で自主防災活動をされていると思うが、自分が取り組んでいることで紹介すると、大津市内で小学校3、4年生を対象に出前講座等を実施している。また、先日は県外学習で島根県の松江市へ行き、市で進んでいる取組について聞くことができた。市から県に働きかけたことで機運が高まり、知事から県内全域の小学校へ、防災に関する教育を授業の一環で組み込むことになったという話を聞いた。大津市内でも消防団の活動等を紹介するため、現在小学生向けの副読本の作成を進めている。消防団の担い手が減少しているという課題があるが、先日米原で起こった土砂災害でも消防団が活躍したという話も聞いており、様々な方法で消防団の活動を知ってもらえるよう取組を進めている。やはり地域を守るのは人であると

いう認識をまずは子どもに感じてもらおうというところから始めて、活動を知ってもらっただけでなく、自分に何ができるかを考えたり、家に持ち帰って両親に話してもらったりすることを期待している。水という観点では、着衣水泳やペットボトルを利用した体験等の体験学習を通じて、水の怖さも含め、水との付き合い方を学んでもらい、少しでも入り口を広げられるよう取り組んでいるところである。

(委 員) 農業農村関係で答申素案(2)と(6)について、両方に重なっているところで意見を述べたい。農地を健全に保つことが防災につながるという考えからだ、水路等基盤整備はされているので大丈夫かなと思うが、河川の中上流部につながる小さな水路、農地の耕作放棄地等で整備や管理を適切に進める必要がある。農地単体でなく、農地につながるもの全体で考慮すべきだと考える。農業には水が必要であることから水路とセットで考える視点が重要。広域化するというより流域全体として、山から川、琵琶湖までの間の農地・水路で、それぞれ健全に保たれているか把握することが重要である。

答申素案(6)でいうと、「農地を含む貯留機能を有する施設」とあるが、どの農地がどのように貯留機能を発揮できるのかと、(農地以外の)貯留機能を有する都市部の施設との情報を併せて関係する組織間で共有することも必要になる。

(会 長) おっしゃるとおりだと思う。それらがどの程度活用されているのかということですね。雨の初期だけしか効果がないような作り方がされていて、それが「効果なし」という言い方をされていることがある。例えば、田んぼで雨の初期から水を抜いておいて、雨のピーク時に水を貯めておくということも現実的には可能かもしれない。やっとならば効果を把握できるということで、現場でも検証できればなと思うところ。そのような記載も答申のなかに書き込めたら良いと思う。特に答申素案(2)のところは上手に書かないと、そういう趣旨が伝わらないと思う。

(委 員) 伊吹山の土砂災害関連で話をすると、ちょうど発生してすぐに現場へ赴き、住宅内に土砂が流れた様子を確認してきた。県内全域に土砂災害警戒区域があると思うが、伊吹山付近は比較的地盤が弱いのではという印象を受けた。气象台から発表される雨量の割に、大きな被害が発生していると感じる。森林衰退との関係性が気になる。伊吹山の森林となっている場所には土砂災害警戒区域があり、河川の近くでも同じことが言えるが、そういった地域で生活される方も多くおられる。人命救助が最優先ではあるが、災害リスクの高い地区は挙げればキリがないようにも思うし、どこまで対策を進めるかというのは課題となるだろう。

(委 員) 答申素案(2)で雨水貯留浸透対策の現状が書かれているが、県として目指したいところ、割合等具体的な数値があれば資料に書くと良い。答申素案(3)

でいうと、「インセンティブ」という表現は改めた方が良い。また、非居住地、居住地に関わらず河川や水路から浸水が始まるという点では共通しているので、「新規指定を受け入れてもらえる」といった条件を付けると分かりやすい。そもそも受け入れてもらわないといけないという性質のものなのかという点は気になるが。

(事務局) 非居住エリアにおける浸水警戒区域の指定の推進関係で、「インセンティブ」以外の文言で表現を工夫すべきというご意見と、区域指定を推進する趣旨に関してご質問いただいたという理解で良いか。

(委員) 「地域指定を受け入れる条件を付ける」という説明があったかと思うが、そうしてまで非居住エリアで指定を推進する必要があるのか。

(事務局) 現状は浸水リスクの高い地域のうち、重点地区と位置付けた場所で区域指定を進めている。重点地区とは、既に家屋が建っており、200年確率降雨時に浸水深が3mを超えるリスクのある地域を県で選定したもの。重点地区において区域指定されることによるインセンティブとしては、地区内の既存家屋を盛土により嵩上げするのに要する費用の最大1/2を補助するという制度が現状用意されている。一方、非居住エリアとなると既存家屋というものが存在しないので、区域指定によるメリットとして提示できるものがないという状態である。そのため、先ほど会長より説明のあった、浸水警戒区域の指定を受け入れていただくための対応、それをインセンティブという表現にするのかは今後検討することになるが、現状のままだと区域指定が進まないのではないかという意見だと受け止めている。

(会長) 補足して説明する。流域治水の推進に関する条例が制定される過程で、県議会より、地域の合意なしに区域指定を進めるというのはいかがなものかという意見をいただいた。議論の結果、執行部で区域指定に当たり合意を必要とすることを条文に明記することを受け入れたという経緯がある。

しかし、その後、国の法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定の要件が見直された。広島県で大規模な土砂災害が発生したが、地域からの合意が得られず区域指定が進まないなかで被害が起こったため、国で大幅に方針が転換され、区域指定の要件が見直されたという背景がある。土砂災害警戒区域等の指定要件の見直しのタイミングで、条例に基づく浸水警戒区域の指定要件の緩和についても議論はあったが、要件はそのまま10年経過した。これまでも合意形成そのものを不要としても良いのではという議論もあったが、時期尚早であるということで、現状維持の状態が継続している。区域指定と並行して重点地区の方と進めている、避難計画の作成が評価されてきているのもったいないなという印象はある。少なくとも現状は重点地区に関しては合意形成が必須である。また、非居住エリアに関しても地権者が存在するため、将来開発可能となったときに影響があるから反対であるといった議論が

地権者から出てくることはありうる。

(委 員) 例えば、地権者で支払う税金が安くなるとか、そういったものか。

(会 長) そこは今後検討されるだろう。対象の地域の方が区域指定を受け入れやすくなるようなものが何かあれば良いという趣旨である。仮にあまりにも大変そうであれば、国で進められる土地利用一体型水防災事業のような施策を取り入れるというのも1つの方法であろう。他にも、例えば、エリア内に新築する時、土地を嵩上げすることを義務付けて県でかかる費用を補助する等、現在居住地の既存住宅のみを対象としている補助を拡大するということも考えられる。ただし、浸水リスクのある地域だということは明らかなので、居住スペースを浸水深以上の高さになるように嵩上げする場合にのみ補助する等、限定的にはなると思うが。これから議論していく内容になる。

他にいかがか。気付いたところを言うと、答申素案(1)や(7)には課題が書かれていないため、他と整合性を取るため追加するようお願いしたい。オンラインで参加されている委員から、いかがでしょうか。

(委 員) 気象庁では答申素案(7)にあるような地域防災力の向上の関係で、“わがこと”感が得られていないというところは実感しており、気象庁より発信する防災気象情報が避難に活用されていないというのは問題意識として持っている。気象庁のなかでも10人程度、兵庫県立大学の大学院の准教授2名の方と共同で、住民の意識向上のために取り組んでいる。取組では個別避難計画や、地域の住民が主体で進める地区防災計画の作成に関与する等している。住民主体で作成するものであるため、まずは住民で避難の目安を決めていただくが、避難指示で避難開始と決まることが多く、その場合避難があまり進まないという実態がある。一方、住民主体はそのまま、最終的な取りまとめの段階や基準設定の段階で、学識者や専門家の意見を聞きながら取り決めをしたグループでは、避難が進んでいるということが確認された。このことから、気象庁としても学識者、専門家、住民により協同で避難計画を考えるシチズンサイエンスを進めている。

(会 長) 様々な意見をいただいたので、そろそろ全体のまとめに移りたい。答申素案(1)でいうと、この書きぶりだけではどの程度踏み込んでいるのかが分からない。仮に、あえて「中上流部」と書いてあるのはそういった踏み込んだ意識の表れであると捉えて整理する。河川改修は、中上流部に改修が急がれる区間があったとしても、下流側から進めるという原則がある。滋賀県はこの原則に則り河川整備を進めているが、他府県では、1/10以下の規模の降雨で下流に与える影響が床下浸水までであれば、よりリスクの高い中上流部で河川改修を進めるという考え方を採用している例もある。自治体ごとに進め方は様々であるが、滋賀県はどちらかというとコンサーバティブに整備を進めている。しかし、整備目標を達成するまでに要する期間は長期にわたるこ

とから、方針転換を検討するという考え方である。一方、そこまで踏み込んだ話ではなく、引き続き河川整備を推進することを求める内容と読むこともできる。踏み込み度合いについては、答申案の書きぶりはそのまま、下の説明箇所で詳細に書いても良い。現在の資料では、p3のように進めている内容説明にとどまるので、課題を追加してほしい。

答申素案(7)も同様に課題について記載がない。何が課題で、そのため進めるべき施策は何かを書くといい。また、グリーンインフラやEco-DRRについては、答申素案(2)に追加する方が望ましい。通常の河川整備を超えた総合的な流域治水対策ということで、素案(2)に入れた方が据わりは良い。その他、答申素案(2)、(6)も課題について資料に記載してほしい。このような整理でよろしいか。

(委員一同) (異論なし)

(会 長) 今挙げた点は事務局で修正し、資料に反映してほしい。そのほか、今日の審議会で不明点や時間がなく発言できなかった意見等は、各委員からGoogleフォームにより報告いただきたい。それらをまず事務局でまとめてもらい、前回と同様に岡井委員、佐山委員、山口委員と私とで取りまとめ作業を行うこととしてよろしいか。

(委員一同) (異論なし)

(会 長) もう一度審議会を開催し、委員の皆様に答申案を確認いただき、意見をいただきたい。

では、本日の議論はここまでとし、マイクを事務局にお返しする。

※ Google フォームの様式に記入いただいた意見は、別紙 **第16回滋賀県流域治水推進審議会 後日意見一覧(委員より)**のとおり。

以上